

決定 24/CP.7

京都議定書の規定遵守に関する手続きおよび制度

締約国会議は、

その決定書8/CP.4、15/CP.5、5/CP.6を想起し、

国連気候変動枠組条約に対する京都議定書18条を想起し、

京都議定書の規定遵守に関する手続きおよび制度の策定における遵守についての共同作業部会による作業への感謝を明記し、

京都議定書の早期発効への準備の必要性を認識し、

また京都議定書の規定遵守に関する手続きおよび制度の時機を得た運用への準備の必要性も認識し、

この決定書では、締約国会議がその第6回会合で到達した合意で決定書5/CP.6 セクションVIIIに反映されているものを尊重することを認め、

遵守に関する手続きおよび制度の法的な形式を決定するのは、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議（以下「COP/MOP」）の特権であることに留意し、

1. 本書に付属する京都議定書の規定遵守に関する手続きおよび制度を含めた文書を採択すると決定し、

2. 京都議定書のCOP/MOPは、その第1回会合において、京都議定書の18条について本書に付属する遵守に関する手続きおよび制度を採択するよう提案する。

第8回全体会合

2001年11月10日

訳者注 「Marrakesh Accords Advanced unedited version」(「マラケシュ合意」未編集版)と本文書(FCCC/CP/2001/13/Add.3)でセクション、パラグラフおよびサブパラグラフの表記方法に何箇所か不一致が見られる。本暫定訳では表記が異なる場所では「マラケシュ合意」未編集版の表記を左側、FCCC/CP/2001/13/Add.3の表記を右側に括弧書きで併記している。

附属書

京都議定書の規定遵守に関する手続きおよび制度

国連気候変動枠組条約、以後「条約」と呼ぶ、の2条に規定する同条約の最終目的
追及において、

条約および国連気候変動枠組条約に対する京都議定書、以後「議定書」と呼ぶ、
の条項を想起し、

条約の3条に従い、

条約の締約国会議がその第4回会合で決定書8/CP.4で採択した権限に基づき、

次の手続きおよび制度を採択する。

I. 目的

これら手続きおよび制度の目的は、議定書の下での約束の遵守を容易にし、促進
し、施行することである。

II. 遵守委員会

1. 遵守委員会、以後「委員会」と呼ぶ、がここに設立される。
2. 本委員会は、総会、議長団 (a bureau) (および2つの部門、促進部および執行部と
呼ばれる、により機能する。
3. 本委員会は、COP/MOPが選出する20名のメンバーで構成され、そのうち10名は促進
部の任務遂行のために選出され、10名は執行部の任務遂行のために選出される。
4. 各部は、議長と副議長をその構成メンバーから2年任期で選出し、このうちの1名は、
附属書 I に含まれる 締約国 (訳者注 ; 以下「附属書 国」) から、もう1名は、附
属書 I に含まれない締約国 (訳者注 ; 以下「非附属書 締約国」) からとする。こ
れら議長、副議長は、本委員会の議長団を構成する。各部の議長職は、いかなるとき
でも、一方の部の議長が附属書 国からであるとすると、もう一方の部の議長は非附
属書 国からとする方式で、附属書 国と非附属書 国間で交互に務めることとする。
5. 本委員会の各メンバーについて、COP/MOPは、代替 (alternate) メンバーを選出する
こととする。
6. 本委員会のメンバーとその代替要員は、それぞれ個人の資格で務めることとする。こ

訳者注 「Marrakesh Accords Advanced unedited version」(「マラケシュ合意」未編集版)と本文書 (FCCC/CP/2001/13/Add.3)
でセクション、パラグラフおよびサブパラグラフの表記方法に何箇所か不一致が見られる。本暫定訳では表記が異なる
場所では「マラケシュ合意」未編集版の表記を左側、FCCC/CP/2001/13/Add.3 の表記を右側に括弧書きで併記している。

- これらの人員は、気候変動に関して、および科学、技術、社会経済、法律分野など関連する分野で、認知された能力を有するものとする。
7. 促進部および執行部は、その機能において相互に影響しあひかつ協力しあうこととし、また必要があれば、本委員会の議長団は、ケースバイケースで、一方の部のメンバー1名またはそれ以上を、投票権を有しない形で、他の部の作業に寄与するよう任命する可能性がある。
 8. 本委員会による決定の採択には、少なくともメンバーの4分の3が出席していなければならないという定足数が要求される。
 9. 本委員会は、いかなる決定でも総意をもって合意に達するようあらゆる努力を払う。もし、意見の一致に到達する全ての努力が尽くされたなら、決定は、最後の手段として、メンバーの少なくとも4分の3の出席と投票における過半数で採択される。執行部による決定の採択には、これに加えて、附属書 国からのメンバーで出席かつ投票したものの過半数、および非附属書 国からのメンバーで出席かつ投票したものの過半数を、必要とする。「出席かつ投票するメンバー」とは、出席したメンバーで、賛成または反対の投票を行ったものを意味する。
 10. 本委員会は、条約の下での補助機関会合に関連してそのような会合を開催することの望ましさに鑑み、別な決定を行わない限り、少なくとも各年度に2回会合することとする。
 11. 本委員会は、議定書の3条6項に従い、また条約4条6項を考慮し、附属書 国で、市場経済への移行過程にある国に対し、COP/MOPにより認められているあらゆる柔軟性を考慮に入れることとする。

III. (.) 委員会の総会 (プレナリー)

1. 総会は、促進部および執行部のメンバーにより構成されることとする。両部の議長を、総会の共同議長とする。
2. (1 2 .) 総会の機能は次のものとする。
 - (a) 本委員会の活動を報告する、これには各部でCOP/MOPの各通常会合に対してなされた決定のリストが含まれる。
 - (b) COP/MOPから受理された下記XII (c) 項に述べる一般政策指針 (general policy guidance) を施行する。
 - (c) 委員会の効率的運営のため、管理および予算問題についての提案をCOP/MOPに対し提出する。
 - (d) COP/MOPによる総意での採択のため、守秘、利害の対立、政府間および非政府組織による情報の提供、翻訳に関する規則を含め、さらなる手続き上の規則で必要となる可能性のあるものを作成する。

訳者注 「Marrakesh Accords Advanced unedited version」(「マラケシュ合意」未編集版)と本文書 (FCCC/CP/2001/13/Add.3) でセクション、パラグラフおよびサブパラグラフの表記方法に何箇所か不一致が見られる。本暫定訳では表記が異なる場所では「マラケシュ合意」未編集版の表記を左側、FCCC/CP/2001/13/Add.3 の表記を右側に括弧書きで併記している。

- (e) 本委員会の効率的な運営のため、COP/MOPが求める可能性のあるそのほかの機能を果たす。

IV. (.) 促進部

- 1 . 促進部は下記のもので構成されることとする。
 - (a) 締約国会議の議長団における現在の実施手法に反映されている通り、各利害グループに配慮して、国際連合の5つの地域グループそれぞれから1名、および小島嶼途上国から1名、
 - (b) 附属書 国から2名
 - (c) 非附属書 国から2名
- 2 . (1 3 .) COP/MOPは、5名のメンバーを2年任期で、5名のメンバーを4年任期で選出することとする。以後、各期において、COP/MOPは、5名の新規メンバーを4年任期で選出することとする。各メンバーは連続する2期にわたり就任することはしないものとする。
- 3 . (1 4 .) 促進部のメンバーを選出するにあたり、COP/MOPは上記セクション II 6 項で述べる分野において、均衡のとれた能力を反映されるよう努める。
- 4 . (1 5 .) 促進部は、条約の3条1項に含まれる、共通するが差異のある責任とそれぞれの能力という原則を考慮した上で、議定書の実施にあたり締約国に対して助言および促進化を提供し、また締約国によるその議定書規定の約束遵守を促進する責任を負う。同部は、またその直面する疑義 (question) に関係する状況も考慮することとする。
- 5 . (1 6 .) 促進部は、上記4項に規定する全体権限の中において、また下記セクション V 4項に規定する執行部の権限外において、実施についての疑義に対処する責任を負うものとする。
 - (a) ((d)) 議定書の3条14項に関する疑義、これには附属書 国が議定書の3条14項の実施をどう励行しているかについての情報の考察から生じる実施についての疑義も含まれる。
 - (b) ((e)) 議定書の3条2項を考慮した上で、附属書 国によるその国内行動に補足的なものとしての議定書の6条、12条、17条の利用に関する情報の提供についての疑義
- 6 . (1 7 .) 促進部は、遵守の促進、および不遵守の可能性についての早期警告提供の目的で、下記についての遵守に関し助言と促進化を提供する、さらなる責任を負うこととする。
 - (a) ((f)) 議定書3条1項規定の約束、ただし当該約束期間の開始に先立ち、および当該約束期間中において、

訳者注 「Marrakesh Accords Advanced unedited version」(「マラケシュ合意」未編集版)と本文書 (FCCC/CP/2001/13/Add.3) でセクション、パラグラフおよびサブパラグラフの表記方法に何箇所か不一致が見られる。本暫定訳では表記が異なる場所では「マラケシュ合意」未編集版の表記を左側、FCCC/CP/2001/13/Add.3 の表記を右側に括弧書きで併記している。

- (b) ((g)) 議定書5条1項および2項規定の約束、ただし第一約束期間の始まりに先立って、
 - (c) ((h)) 議定書7条1項および4項規定の約束、ただし第一約束期間の始まりに先立って。
7. (18.) 促進部は、下記セクション XIVに規定する結果の適用に責任を負うこととする。

V. (.) 執行部

1. 執行部は下記のもので構成されることとする。
- (a) 締約国会議の議長団における現在の実施手法に反映されている通り、各利害グループに配慮して、国際連合の5つの地域グループそれぞれから1名、および小島嶼途上国から1名、
 - (b) 附属書 国から2名
 - (c) 非附属書 国から2名
2. (19.) COP/MOPは、5名のメンバーを2年任期で、5名のメンバーを4年任期で選出することとする。以後、各期において、COP/MOPは、5名の新規メンバーを4年任期で選出することとする。各メンバーは連続する2期にわたり就任することはしないものとする。
3. (20.) COP/MOPは、執行部のメンバー選出に当たり、それぞれのメンバーが法律経験を有していることが満たされるものとする。
4. (21.) 執行部は、附属書 国が下記の項目を遵守しているかどうかを決定する責任を負うこととする。
- (a) ((d)) 議定書の3条1項に規定されるその排出制限または削減の数量約束、
 - (b) ((e)) 議定書5条1項および2項、そして7条1項および4項に規定する方法上および報告上の必要事項、
 - (c) ((f)) 議定書6条、12条、17条に規定する有資格性の必要条件。
5. (22.) 執行部は、また下記を適用するかどうかも決定することとする。
- (a) ((g)) 議定書8条に規定する専門家審査チームと当該締約国との間で意見の相違がある場合の議定書5条2項に規定する目録の調整
 - (b) ((h)) 取引の有効性 (the validity of a transaction)、または当該締約国が調整行動をとらなかつたことに関して、議定書8条に規定する専門家審査チームと当該締約国との間で意見の相違がある場合において、議定書7条4項規定の割当量計算用の編集と計算データベースを修正する。
6. (23.) 執行部は、上記4項に述べる不遵守の場合、下記セクション XVIに規定する結果を適用する責任を負うこととする。執行部により適用される議定書3条1項の不

訳者注 「Marrakesh Accords Advanced unedited version」(「マラケシュ合意」未編集版)と本文書 (FCCC/CP/2001/13/Add.3) でセクション、パラグラフおよびサブパラグラフの表記方法に何箇所か不一致が見られる。本暫定訳では表記が異なる場所では「マラケシュ合意」未編集版の表記を左側、FCCC/CP/2001/13/Add.3 の表記を右側に括弧書きで併記している。

遵守の結果は、環境の十全性を確保するため、不遵守からの回復を目指すものとし、遵守へのインセンティブを提供するものとする。

VI. (.) 提出

- 1 . 本委員会は、議定書8条規定の専門家審査チームの報告書に指摘される実施に関しての疑義を、当該報告書の対象となっている締約国からの書面によるコメントの全て、あるいは下記のものにより提出される実施についての疑義と共に、事務局を通して受け取ることとする。
 - (a) どの締約国でも、ただし自国に関して、
 - (b) どの締約国でも、ただし他の締約国に関してで、確証づける情報 (corroborating information) で支持されていること。
- 2 . 事務局は、実施についての疑義が提起されている締約国、以後「当該締約国 (the Party concerned) 」と呼ぶ、に対し、上記1項の下で提出された実施についての疑義の全てを直ちに入手可能とするようにする。
- 3 . 委員会は、上記 1 項に示す報告書に加え、専門家審査チームのその他の最終報告書を、事務局を通して受理することとする。

VII. (.) 割当および予備的な審査

- 1 . 委員会の議長団は、セクションIV 4-7項およびセクションV 4-6項に規定する各部の権限に基づき、実施についての疑義を適切な部へ割り当てることとする。
- 2 . 関係する部は、実施についての疑義の予備的な審査を行うこととし、それにより、締約国が自国に関して提起した疑義の場合を除き、提起された疑義について下記のことを確認することとする。
 - (a) 疑義は十分な情報 (sufficient information) で裏付けられているか？
 - (b) 些少なこと (*de minimis*) でないか、あるいは根拠が薄弱 (ill-founded) でないか？
 - (c) 議定書の要求に基づいたものかどうか？
- 3 . 実施についての疑義の予備的な審査は、関係する部がこれらの疑義を受理した日付から3週間以内に完了することとする。
- 4 . 実施についての疑義の予備的な審査後、当該締約国は事務局を通して、決定を書面で通知されることとし、決定が進められる場合には、実施についての疑義、疑義の基礎となっている情報、および疑義を検討した部を明らかにする文書を供与されることとする。
- 5 . 議定書の6条、12条、17条に基づく附属書 国への有資格性要項検討の場合、執行部は、これらの条項に基づく有資格性要項に関連した実施についての疑義が継続されな

訳者注 「Marrakesh Accords Advanced unedited version」(「マラケシュ合意」未編集版)と本文書 (FCCC/CP/2001/13/Add.3) でセクション、パラグラフおよびサブパラグラフの表記方法に何箇所か不一致が見られる。本暫定訳では表記が異なる場所では「マラケシュ合意」未編集版の表記を左側、FCCC/CP/2001/13/Add.3 の表記を右側に括弧書きで併記している。

いと決定については、事務局を通して書面で当該締約国に直ちに通知することとする。

6. (実施についての疑義について) 継続しないとの決定は、全て、事務局により、他の締約国および一般にも明らかにすることとする。
7. 当該締約国は、実施についての疑義および継続の決定に関連する全ての情報について、書面でコメントを出す機会を与えられることとする。

VIII. (.) 一般手続き

1. 実施についての疑義の予備的な審査に続いて、委員会には、これら手続き、および制度で別な規定がされない限り、本セクション規定の手続きが適用されることとする。
2. 当該締約国は、関係する部による実施についての疑義の検討期間中、同国を代表する1名ないしそれ以上の個人を任命する権利を有することとする。この締約国は、各部の決定の考察および採択の期間中は、出席しないものとする。
3. 各部は、下記の提供するあらゆる関連情報に基づいて、審議を行うこととする。
 - (a) 議定書8条に規定する専門家審査チームの報告書;
 - (b) 当該締約国
 - (c) 別な締約国に関して実施についての疑義を提出した締約国
 - (d) 締約国会議や、COP/MOP、および条約と議定書規定の補助機関の、報告書
 - (e) その他の部
4. 資格を有する政府間組織および非政府組織は、関係する部に対して、関連する事実および技術的な情報を提出しても良い。
5. 各部は、専門家の助言を求めても良い。
6. 関係する部で検討する情報は、全て当該締約国に明らかにするようにする。各部は、当該締約国に対し、この情報のどの部分を検討したか示すこととする。当該締約国は、そのような情報に対し書面でコメントを提出する機会を与えられることとする。機密性に関するあらゆる規則に合致するなら、各部により検討される情報は、各部が、自身の規定においてあるいは当該締約国の要請により、当該締約国により提供される情報を最終的な決定がなされるまで公表しないものと決定しない限り、公表することとする。
7. 決定には、結論と理由書が含まれることとする。関係する部は、結論とそれについての理由を含めた決定書を、書面で事務局を通して、直ちに当該締約国に通知することとする。事務局は、最終決定を、締約国および公にも明らかにすることとする。
8. 当該締約国は、関係する部のいかなる決定にも、書面でコメントを提出する機会を与えられることとする。
9. 当該締約国が要求するなら、セクションVI 1項の下で提出されたいかなる実施につい

訳者注 「Marrakesh Accords Advanced unedited version」(「マラケシュ合意」未編集版)と本文書(FCCC/CP/2001/13/Add.3)でセクション、パラグラフおよびサブパラグラフの表記方法に何箇所か不一致が見られる。本暫定訳では表記が異なる場所では「マラケシュ合意」未編集版の表記を左側、FCCC/CP/2001/13/Add.3の表記を右側に括弧書きで併記している。

での疑義、およびセクションVII 4項規定のいかなる通知、上記3項の下でのいかなる情報、そして結論とそれについての理由を含めた関係する部の決定書のいかなるものについても、国連の6つの公用語のひとつに翻訳されることとする。

IX. (.) 執行部での手続き

- 1 . 当該締約国は、セクション VII, 4項に規定する通知の受理日から 10 週間以内に、執行部に対し、同部に提出された情報への反駁 (rebuttal) を含め、書面による提出を行うことができる。
- 2 . 執行部は、セクションVII 4項に規定する通知の受理日から 10 週間以内に当該締約国から書面により要請された場合、当該締約国が、自国の見解を提出する機会のあるヒアリングを開催することとする。ヒアリングは、上記1項に基づく要請または書面による提出の受理日のいずれか遅い日付より 4 週間以内に行われることとする。当該締約国は、ヒアリングにおいて、専門家の証言または意見陳述を提出することが可能である。そのようなヒアリングは、執行部が自身の規定または当該締約国の要請により、ヒアリングの一部または全てを非公開で行うと決定しない限り、公開で開催されることとする。
- 3 . 執行部は、そのヒアリングの期間において、あるいは何時でも書面において、当該締約国に質問をし、また確認を求めることができ、また当該締約国は、以後 6 週間以内に回答を与えるものとする。
- 4 . 上記1項の下での当該締約国からの書面による提出を受理した日から 4 週間以内、または上記2項に基づくどのヒアリングの日付からもその 4 週間以内、あるいは締約国が書面による提出を行わなかった場合セクションVII 4項の下での通知から 14 週間以内、のいずれか最も遅い期間の間に、執行部は下記のことを行うこととする。
 - (a) 当該締約国が、セクションV 4項に述べる議定書の条項の一つまたはそれ以上での約束を遵守していないとの暫定的な認定 (a preliminary finding) を採択する。
 - (b) でなければ、疑義についてさらなる継続を行わないと決定する。
- 5 . 暫定的な認定、または継続しないとの決定には、結論とそれに対する理由が含まれることとする。
- 6 . 執行部は、その暫定的な認定または非継続の決定を、事務局を通して当該締約国に直ちに書面で通知することとする。事務局は、非継続の決定を他の締約国および一般に公開することとする。
- 7 . 当該締約国は、暫定的な認定の通知受理の日付から 10 週間以内に、執行部へさらなる書面による提出を行うことができる。当該締約国が、この期間内にこれを行わなかった場合、執行部は、直ちに、その暫定的な認定を確認する最終決定を採択することとする。

訳者注 「Marrakesh Accords Advanced unedited version」(「マラケシュ合意」未編集版)と本文書 (FCCC/CP/2001/13/Add.3) でセクション、パラグラフおよびサブパラグラフの表記方法に何箇所か不一致が見られる。本暫定訳では表記が異なる場所では「マラケシュ合意」未編集版の表記を左側、FCCC/CP/2001/13/Add.3 の表記を右側に括弧書きで併記している。

- 8 . 当該締約国が書面による提出を行った場合、執行部は、さらなる提出を受けた日付から四週間以内に、それを検討し、暫定的な認定の全体またはその一部であるかを明確にした上で、その認定が確認されたかどうかを示す最終決定を採択するものとする。
- 9 . 最終決定には、結論とそれに対する理由が含まれることとする。
- 10 . 執行部は、その最終決定を、事務局を通して当該締約国に直ちに書面で通知することとする。事務局は、最終決定を、他の締約国および一般にも明らかにすることとする。
- 11 . 執行部は、個々の事例の状況が必要とするなら、本セクションで規定された時間枠を延長することもできる。
- 12 . 執行部は、適当とされるなら、いかなるときでも実施についての疑義を促進部での検討に託すことができる。

X. (.) 執行部での促進手続き

- 1 . 実施についての疑義が議定書6条、12条、17条規定の有資格性要項に関する場合には、セクションVIIからIXを適用することとする、ただし：
 - (a) セクションVII 2項で述べる予備的な審査は、執行部による実施についての疑義の受理日から2週間以内に完了することとする。
 - (b) 当該締約国は、セクションVII 4項規定の通知受理日から4週間以内に書面による提出を行うことができる。
 - (c) セクションVII 4項規定の通知受理日から2週間以内に、当該締約国から書面による要請があった場合、執行部は、要請受理日、または上記(b)項に基づく書面による提出受理日のいずれか遅い日付から2週間以内に開催される、セクションIX 2項記載のヒアリングを開催することとする。
 - (d) 執行部は、セクションVII 4項に基づく通知から6週間以内、またはセクションIX 2項に基づくヒアリングから2週間の、いずれか短いほうの期間内に、暫定的な認定または非継続の決定を採択することとする。
 - (e) 当該締約国は、セクションIX 6項で述べる通知の受理日から4週間以内にさらなる書面による提出を行うことができる。
 - (f) 執行部は、セクションIX 7項に述べるさらなる書面による提出のいかなるものでもその受理日から2週間以内に、その最終決定を採択することとする。
 - (g) セクションIXで規定する時間的な期間は、執行部の意見で、上記(d)項と(f)項に基づく決定の採択に影響しない場合のみ、適用されることとする。
- 2 . 議定書の6条、12条、17条規定の附属書 国に対する有資格性が、セクションXV 4項に基づき一時停止された場合、当該締約国は、専門家審査チームを通して、または直接執行部に対し、自国の有資格性を回復させる要請を提出することができる。執行部

訳者注 「Marrakesh Accords Advanced unedited version」(「マラケシュ合意」未編集版)と本文書(FCCC/CP/2001/13/Add.3)でセクション、パラグラフおよびサブパラグラフの表記方法に何箇所か不一致が見られる。本暫定訳では表記が異なる場所では「マラケシュ合意」未編集版の表記を左側、FCCC/CP/2001/13/Add.3の表記を右側に括弧書きで併記している。

は、当該締約国の有資格性に対して実施についての疑義が存在しないことを示す専門家審査チームからの報告を受け取った場合、締約国の有資格性を回復させることとするが、ただし執行部が、そのような実施についての疑義が継続していると考えた場合はこの限りでなく、この場合は、上記1項に述べる手続きが適用されることとする。当該締約国から執行部に直接提出された回答に対応して、執行部は、可能な限り早期に、締約国の有資格性についての実施についての疑義が継続していないのかどうかを決定し、していない場合は締約国の有資格性を回復することとなり、している場合は、上記1項に述べる手続きを適用することとする。

3. 議定書17条に規定する取引を行う締約国の有資格性が、セクションXV 5 (c)項により一時停止された場合、その締約国は、執行部に対し有資格性の回復を要請することができる。執行部は、セクションXV 6項に基づいて締約国から提出された遵守行動計画、および締約国から提出された当該国の排出傾向に関する情報を含めたあらゆる進展報告書に基づき、有資格性を回復させることとするが、ただし執行部が、当該締約国は不遵守であると決定した約束期間に続く約束期間、以後「次期約束期間」と称す、において、自国の排出制限または削減の数量約束を守ると実証していないと決定した場合はこの限りでない。執行部は、本項での手続きの目的において必要である限りとして採択された、上記1項に述べる手続きを適用することとする。
4. 議定書17条規定の取引を行うことについての締約国の有資格性が、セクションXV 5 (c)項により一時停止された場合、執行部は、議定書8条規定の専門家審査チームの次期約束期間の最終年度に関する報告書により、または執行部の決断により、締約国が次期約束期間における自国の排出制限または削減の数量約束を達成したと実証されるなら、直ちに（訳者注；同締約国の）有資格性を回復させることとする。
5. 議定書5条2項規定の目録の調整を適用するかどうか、あるいは議定書7条4項規定の割当量計算のための編集および計算データベース（the compilation and accounting database）の修正を行うかどうかで意見の不一致がある場合、執行部は、そのような意見の不一致を書面で告げられてから12週間以内に、この問題についての決定を行うこととする。そうするにあたり、執行部は専門家の助言を求めることができる。

XI. (.) 上訴

1. 最終決定が下された締約国は、自国が正当なる手続きを拒否されたと信じるなら、議定書3条1項に係る執行部の決定に対して、COP/MOPへ上訴することができる。
2. 上訴は、締約国が執行部の決定を知らされた後45日以内に事務局へ提出されることとする。COP/MOPは上訴申し立て後最初の会合において、同上訴を取り上げることとする。
3. COP/MOPは、締約国が出席し投票する会議での4分の3の多数決で、執行部決定を覆

訳者注 「Marrakesh Accords Advanced unedited version」(「マラケシュ合意」未編集版)と本文書(FCCC/CP/2001/13/Add.3)でセクション、パラグラフおよびサブパラグラフの表記方法に何箇所か不一致が見られる。本暫定訳では表記が異なる場所では「マラケシュ合意」未編集版の表記を左側、FCCC/CP/2001/13/Add.3の表記を右側に括弧書きで併記している。

- すことができ、この場合COP/MOPは、上訴案件を執行部に差し戻すこととする。
4. 執行部の決定は、上訴に関する決定まで保留とする。45日後でもそれに対する上訴が行われなかったときは、同決定が最終決定となることとする。

XII. (XI.) COP/MOPとの関係

COP/MOPは、

- (a) 議定書8条5項および6項に基づく専門家審査チーム報告書の考察にあたり下記(c)項に述べる一般政策指針 (general policy guidance) で扱われるべきあらゆる一般的な問題を明らかにし、
- (b) その作業の進展状況に関する総会向け報告書を考察し、
- (c) 議定書規定の補助機関の作業に影響をおよぼす可能性のある実施関連問題を含めた一般政策指針 (general policy guidance) を提供し、
- (d) 運営上および予算上の問題についての提案に関し、決定を採択し、
- (e) セクションXIに基づいて上訴を検討し、決定を行う。

XIII. (XII.) 約束達成のための追加期間

締約国は、議定書3条1項規定の約束を達成する目的において、COP/MOPが議定書8条の下で約束期間最終年度についての専門家審査プロセス完了のため設定する日付以後100日まで、議定書6条、12条、17条のそれぞれに規定する排出削減単位、認証排出削減量、割当量単位を、前約束期間から獲得することができ、また他の締約国は、この締約国にこれらを行き渡ることができるが、ただしそのような締約国は、セクションXV 4項の規定により有資格性の一時停止を受けたことがないことを条件とする。

XIV. (XIII.) 促進部により適用される結果

促進部は、共通するしかし差異のある責任という原則およびそれぞれの能力を考慮し、次の結果の一つまたはそれ以上の適用について決定を行うこととする。

- (a) 議定書の実施に関し個々の締約国へ助言を与え、また助力を受けやすくする。
- (b) 当該締約国に対し、条約および議定書の規定で途上国向けに設置されている財源および提供源からの技術移転とキャパシティビルディングを含め、資金的、技術的援助を受けやすくする。
- (c) 条約の4条3項、4項、5項を踏まえたうえで、技術移転とキャパシティビルディングを含めた資金援助および技術援助をやりやすくする。

訳者注 「Marrakesh Accords Advanced unedited version」(「マラケシュ合意」未編集版)と本文書(FCCC/CP/2001/13/Add.3)でセクション、パラグラフおよびサブパラグラフの表記方法に何箇所か不一致が見られる。本暫定訳では表記が異なる場所では「マラケシュ合意」未編集版の表記を左側、FCCC/CP/2001/13/Add.3の表記を右側に括弧書きで併記している。

(d) 条約の4条7項を考慮して当該締約国への推奨事項を作成する。

XV. (XIV.) 執行部により適用される結果

1. 執行部は、議定書の5条1項または2項、あるいは7条1項または4項に照らして締約国が遵守でないと決定した場合、同締約国の不遵守の原因、タイプ、程度、頻度を考慮して、次の結果を適用するものとする。
 - (a) 不遵守の宣告
 - (b) 下記2項および3項に基づく計画の策定
2. 上記1項の下で不遵守である締約国は、不遵守決定後3ヵ月以内、または執行部が適当と考えるより長い期間において、次のものを含めた計画を、執行部による審議と評価のため提出することとする。
 - (a) 締約国の不遵守の原因を分析
 - (b) 不遵守を正すため締約国が実施を意図している施策
 - (c) 実施の進展評価を可能にする12ヶ月を超えない時間枠内における、当該施策実施の日程。
3. 上記1項の規定に不遵守である締約国は、計画実施に関する進展報告書を定期的に執行部へ提出するものとする。
4. 執行部が、ある附属書国を、議定書6条、12条、17条規定の有資格性要件の一つまたはそれ以上を満たしていないと決定した場合、執行部は、これら条項の関連規定に従い同締約国の有資格性を一時停止することとする。有資格性は、当該締約国の要請により、セクションX 2項の手続きにより回復できる。
5. 一つの締約国がセクションXIIIに基づいて獲得した排出削減単位、認証排出削減量、割当量単位を考慮に入れた上で、議定書附属書Bに明記する同国の排出制限または削減の数量約束に従い、また議定書の3条の条項、および議定書7条4項規定の割当量計算の規則により計算した場合、同国の排出は割当量を超えていると、執行部が決定したときには、執行部は、同締約国が議定書3条1項規定の約束に対し不遵守であると宣告することとし、また次の結果を適用することとする。
 - (a) 締約国の第二次約束期間割当量を、過剰排出トン数の1.3倍に相当するトン数削減。
 - (b) 上記6項と7項にもとづき、遵守行動計画を策定。
 - (c) 締約国がセクションX 3項または4項に基づき、(訳者注;有資格性を)回復するまで、議定書17条規定の取引を行う有資格性を一時停止。
6. 上記5項に基づき、不遵守とされた締約国は、不遵守の決定後3ヵ月以内、または個々の事例の状況から必要である場合、執行部が適当と考えるより長い期間内において、執行部での審査と評価のため、下記を含めた遵守行動計画を提出することとする。

訳者注 「Marrakesh Accords Advanced unedited version」(「マラケシュ合意」未編集版)と本文書(FCCC/CP/2001/13/Add.3)でセクション、パラグラフおよびサブパラグラフの表記方法に何箇所か不一致が見られる。本暫定訳では表記が異なる場所では「マラケシュ合意」未編集版の表記を左側、FCCC/CP/2001/13/Add.3の表記を右側に括弧書きで併記している。

- (a) 締約国の不遵守の原因分析。
 - (b) 締約国が次期約束期間において排出制限または削減の数量約束を達成するために実施を意図している行動で、国内の政策措置を優先するもの。
 - (c) そのような行動の実施のための日程で、3年を超えない、または次期約束期間の終わりまでのいずれか早いほうの時間枠内のもの。執行部は、締約国からの要請があれば、個々の事例の状況が必要とする場合、そのような行動実施のための期間を上述の3年という最大期間を超えない範囲で、延長することができる。
7. 上記5項の下で不遵守の締約国は、毎年、遵守行動計画の実施に関する進展報告を執行部に提出することとする。
8. 次期約束期間について、上記5(a)項に述べる率は、改訂書により決定されることとする。

XVI. (XV.) 議定書16条と19条との関係

遵守に関係する手続きおよび制度は、議定書16条および19条を損なうことなく運用することとする。

XVII. (XVI.) 事務局

議定書14条に述べる事務局は、委員会事務局として機能することとする。

訳者注 「Marrakesh Accords Advanced unedited version」(「マラケシュ合意」未編集版)と本文書(FCCC/CP/2001/13/Add.3)でセクション、パラグラフおよびサブパラグラフの表記方法に何箇所か不一致が見られる。本暫定訳では表記が異なる場所では「マラケシュ合意」未編集版の表記を左側、FCCC/CP/2001/13/Add.3の表記を右側に括弧書きで併記している。